

加古川市教育委員会告示第 1 号

加古川市文化財の保護に関する条例（昭和 37 年条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 10 日に次の文化財を加古川市指定有形文化財に指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 17 日

加古川市教育委員会

記

| 種別 | 名称 | 数量 | 所有・管理者等 | 所在地 |
|----|--------------------------------------|-----|---------|-----------------|
| 彫刻 | もくぞうこんごうかいだいにちによらいざぞう 木造金剛界大日如来坐像 | 1 軀 | 報恩寺 | 平荘町山角 466 番地の 1 |